

一般社団法人歯科基礎医学会  
学会賞授賞内規

(趣旨)

第1条 本内規は、本会の進歩発展に長きにわたり著しく貢献をした者で、歯科基礎医学研究または歯科基礎医学教育において特に著しい功績を収めた者を表彰するために定める。

(受賞資格)

第2条 学会賞は、次の号のいずれかに該当する者に授与する。

- 1) 本会および歯科基礎医学にかかわる優れた研究業績を挙げた者
- 2) 本会および歯科基礎医学にかかわる秀でた教育活動を行った者
- 3) 本会理事が推薦した者

(選考)

第3条 選考は、理事長、副理事長、総務委員会委員長、教育委員会委員長、研究委員会委員長で構成する選考委員会が実施し、受賞候補者を選出する。

- 2 受賞者は、理事会の承認を得なければならない。
- 3 受賞者は、2名までとする。

(表彰等)

第4条 本賞受賞者には賞状と副賞を授け表彰する。また、受賞者氏名を本会のホームページに発表する。

(内規の改廃)

第5条 本内規の改廃は、常任理事会で決定し、理事会に報告しなければならない。

附 則

- 1 本内規は、平成27年4月25日より施行する。
- 2 本内規は、平成29年9月16日に一部改正し、同日から施行する。